令和７年８月７日

厚生労働大臣
福岡　資麿　殿

令和8年度予算概算要求に向けた重点要望

公明党厚生労働部会
部会長　濵地雅一
部会長代理　秋野公造

１、物価高に負けない賃上げ支援、労働市場改革等

●最低賃金の着実かつ持続的な引き上げ

最低賃金について、2020 年代に全国加重平均 1,500 円の達成を目指しつつ、都市部と地方の格差解消を図ること。また、目標達成に向けて、政府全体で企業の生産性向上など、賃上げしやすい環境整備に取り組むこと。

●仕事と育児等を両立しやすい職場環境の整備

男女ともに着実に育児休業を取得できるよう、休業取得者の周囲の労働者への応援手当を支給する等、育児休業を支える体制を整備する中小企業への助成制度の利用を促進すること。また、１時間単位で有給休暇を取得できる制度や、フレックスタイム制度、テレワーク等の導入を促進し、子育てしやすい「柔軟な働き方」を推進すること。

●同一労働同一賃金の遵守の徹底、正社員転換支援等

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間にある不合理な待遇差を解消するため、都道府県労働局における指導を引き続き実施することにより同一労働同一賃金の遵守の徹底を行うとともに、労働時間や勤務地等が限定された「多様な正社員」を含め、正社員への転換への支援を推進すること。あわせて、男女間賃金差異の実態の見える化を図り、その是正に取り組むこと。

●本人の希望に応じて働ける環境整備

本人の希望に応じて、働きたい時にもう少し働ける社会へ、労働者の健康を第一に、労働時間のルールの見直しや多様で柔軟な働き方を推進し、所得アップにつなげること。

●社会人のリ･スキリング支援

広く社会人に対するリ・スキリングの機会を提供し、社会全体で人的資本の高度化を進めるため、企業等が組織的に知識・技能をアップデートできる環境整備の促進とともに、働く人の学び・学び直しに関する相談・助言を始め給与所得控除におけるリ・スキリング費用の控除の仕組み（特定支出控除）について活用状況を踏まえた更なる制度の柔軟化の検討等個人への直接支援に取り組むこと。

●賃金･所得の拡大、職業の安定、失業なき労働移動への支援

高齢者世帯や単身世帯の増加に伴い、低所得者の割合が急増している現状等を踏まえ、賃金・所得の拡大、不本意非正規雇用労働者の正社員への転換や男女間賃金差異の是正、ワーク・ライフ・バランスを重視した多様かつ柔軟な働き方を実現する取り組みを引き続き推進するとともに、職業の安定、失業なき労働移動を実現するため、求職者支援制度の活用促進、デジタル人材の育成等職業訓練のさらなる充実を図ること。また、2028 年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備すること。

●フリーランスの保護

フリーランスの方が安心して働けるように、フリーランス・トラブル 110 番を始めとする相談体制や都道府県労働局における指導体制の確保、取引適正化のための施策の推進、安全・衛生対策や健康確保を含めた就業環境の改善などの環境整備を進めること。

●理容師及び美容師の養成制度の見直し

理容師及び美容師の養成のあり方等を速やかに見直し、校外実習において、実践経験を積みながら技術を習得する機会を増やすこと。

●労働市場の見える化の推進

労働者がその希望に応じて自身に合った職場を適切に選択し、円滑な労働移動を促進するため、職場情報総合サイト（しょくばらぼ）及び職業情報提供サイト（jobtag）の充実を図ること。また、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームを整備し、これらの活用促進を行うこと。

●利用者目線に立ったハローワークの更なる機能強化

利用者目線に立ってハローワークの情報提供や助言機能を強化すること。具体的には、さまざまなサービス提供や雇用保険手続においてオンラインを活用するとともに、求職者に対するキャリアコンサルティング機能強化の継続や、人材確保に悩む中小企業等に対する雇用管理指導等も含めたサポート機能の継続を図ること。また、医療・介護・保育分野の人材確保のため、ハローワークを積極的に活用できるよう必要な取り組みを進めること。

●求職者支援制度の活用促進等

求職者支援制度における職業訓練の充実・多様化を図るとともに、生活困窮者自立支援制度と一体となって就労自立につなげる取組を推進すること。あわせて、ひとり親向けの高等職業訓練促進給付金制度の対象拡大後の着実な実施を図ること。働きながら又は子育てしながら訓練が受けられる環境を整備すること。求職者支援訓練の教育訓練について、賃金や調達価格の上昇の影響を把握し、必要な見直しを検討すること。

●労働者協同組合の活用促進

持続可能で活力ある地域社会や地域共生社会の実現に向け、2024 年度開始の活用促進モデル事業等を通じて、地域における労働者協同組合の活用促進を図ること。

●高齢者の活躍推進のさらなる強化

高齢者の労働参加が進む一方、職種や条件等が合わないと考える人が増えている現状を踏まえ、シルバー人材センターやハローワーク等においては、高齢期のニーズに応じたきめ細かなマッチングの推進等により、多様な就業等の機会の提

供を官民連携して推進すること。また、地方自治体や企業等の取り組みを後押しするきめの細かい対応を行うとともに、定年後における継続雇用後の処遇改善に向けた更なる取組みについて、検討を進めること。

●より一層の女性の活躍・社会参画に向けた環境整備

より一層の女性の活躍・社会参画に向けて、企業における女性登用の更なる加速化に加え、女性起業家に対する支援やハラスメント対策、男女間賃金差異の是正と見える化、女性デジタル人材育成などリ・スキリングの推進、仕事と育児・介護・健康課題の両立支援、多様な被害者への相談支援など性犯罪・性暴力対策や DV 対策の強化、地域の実情に応じた取組への支援、女性の視点に立った防災・復興等の施策に取り組むこと。

２、全世代型社会保障の構築

＜社会保障全般＞

●医療・介護・障がい福祉・子ども子育て分野の処遇改善・物価対応等

公定価格で運営される医療・介護・障がい福祉・子ども子育て分野については、物価・賃上げコストを報酬に上乗せできないことから深刻な経営危機・人材不足に直面している。こうした実態を我が国の社会保障制度存立の危機として深刻に受け止め、経営の安定、物価上昇分への対応、他職種と遜色のない処遇改善を確実に行えるよう、社会保険制度の持続可能性を前提としつつ、期中改定も含めた報酬改定等を実施すること。その際、医療・介護・障がい福祉・保育に従事する人材の紹介に要する経費が負担となっており、対応すること。また、生活保護の生活扶助基準については、社会経済情勢等の動向を踏まえ、必要な対応を検討すること。

＜医療＞

●医療 DX の推進

全国医療情報プラットフォームの構築、バイタルサインも含めた電子カルテ情

報の標準化、電子処方箋の導入加速化など、医療 DX の取り組みを着実に推進し、国民のさらなる健康増進や質の高い医療等の効率的な提供等を実現すること。また、科学的介護で推進されてきた、個人のバイタルサインの基準域を基に、重症化の徴候を早期に探知できる仕組みを医療にこそ当てはめること。こうした取り組みを推進するため、国が必要な財政支援を行うこと。

●医療と患者の「共同意思決定」の推進

患者の社会的背景を医療者が共有しながら、治療の選択を支援する「共同意思決定」を幅広く定着させること。なかでも、透析などの腎代替療法を受けていた患者で、それを継続できなくなった方等に対する緩和ケアの在り方について、関係学会と協議を進め、診療報酬に反映すること。

●地域医療構想の推進や病床の適正化に向けた財政支援

地域医療構想については、地域での協議を円滑に進めるため、2025 年度に国がガイドラインを策定し、2026 年度における各都道府県での新たな地域医療構想の策定を支援するとともに、病床数の適正化を進める医療機関への支援として令和６年度補正予算に盛り込まれた「病床数適正化支援事業」について、想定以上の医療機関から申請があったこと等から、適正化を進めようとしている医療機関を適切に支援できるよう予算措置を講じること。

●医師偏在対策

「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、地域間や診療科間、病院・診療所間の偏在是正を大きく前に進めること。また、へき地を含む地域の医療機関で幅広い医療需要に対応できるよう、医師の配置について検討するとともに、総合的な診療能力を有する医師の育成を目指した教育・研修の支援を充実すること。

●急性期からの地域リハビリテーション提供体制の構築

急性期から必要な人が必要なリハビリテーションを受けられるようにするため、医師が診察・診断できる体制を整備するとともに、誤嚥性肺炎の予防も含めてリハビリテーション・口腔・栄養の連携を推進するとともに、医療と介護の連携を図り、

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といったリハビリテーション専門職などの関係職種の処遇改善とリハビリテーションの量と質の確保を図る施策を講ずること。

●ドクターヘリ･ドクターカーの活用促進

ドクターヘリの継続・拡充に向けた財政支援を強化すること。また、ドクターカーの導入拡大と継続支援策の充実を図るとともに予算措置も強化すること。併せて、ドクターカーとドクターヘリの効果的な連携について先進的な事例を横展開すること。小児救急に対するドクターカーの運行にも、成人に対する財政支援と同様の仕組みを創設すること。

●離島、半島、へき地、過疎地を含む全国で十分な医療を受けられる体制整備

離島、半島、へき地、過疎地などの条件不利地域の住民にも地域に必要な医療が提供されるよう、条件不利地域にある自治体の医師確保策を支援するとともに、モバイルクリニックを含む訪問診療、オンライン診療、透析カー、訪問看護、ワクチン接種に取り組む自治体の支援を含む予防対策等の普及を加速すること。

一方で、極めて高度な小児医療を提供する医療機関として、全国から高度な医療を求めて患者が集まる国立成育医療研究センター病院に対する財政支援を行うこと。

●標準的な出産費用の自己負担無償化など

出産費用（正常分娩）については、標準的な出産費用の自己負担が生じないよう、実質無償化をめざすこと。また、無痛分娩についても、安全・安心に出産できる環境づくりを進めること。

●創薬力の強化

官民協議会での議論を政策に充分に反映させ、創薬力強化施策に係る政府全体の司令塔機能の強化を図ること。また、アーリーステージの制度的支援を強化するため、今後創設される「革新的医薬品等実用化支援基金」の対象を拡充することを検討し、創薬シーズの実用化を支援すること。さらに、新規モダリティの開発や製造を受託できるようなCDMOへの重点的な設備・人材投資支援を強化するとともにバイオシミラー製造に係る人材確保や設備整備に向けて、必要な取り

組みを推進すること。国際的に競争力のあるファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験施設の整備、海外スタートアップ等の治験等の支援を行うワンストップサービス窓口の設置など、国際水準の治験・臨床試験実施体制を整備すること。関係省庁並びに関係団体・企業等と連携し、創薬 AI プラットフォームの構築に向けた取り組みを着実に進めること。

●日本市場の魅力度向上のための薬価制度

薬価制度については、開発された医薬品が適切に評価され、持続的に供給される市場環境を構築するため、官民協議会等での関係者の意見を充分に踏まえて制度のあり方を検討すること。また、日本市場への投資について他国と比べても遜色のない水準を確保するとともに、再生医療を含む新規モダリティなど、革新的な医薬品が適切に社会実装されるために、保険財政への影響も含め、中長期的な視野に立った制度運用の安定性・予見可能性を確保すること。

●医薬品の安定供給

薬機法等一部改正法に盛り込まれている後発医薬品企業間の連携・協力・再編を後押しするための「後発医薬品製造基盤整備基金」による支援も活用し、令和６年度補正予算により実施しているモデル事業等の実施状況も勘案しつつ、少量多品目構造解消に向けた後発医薬品業界の再編を引き続き推進すること。こうした中長期的な課題への対応とともに、足元の供給不安の解消に向けた対応も引き続き実施すること。そのうえで、基礎的医薬品等の薬価の引き上げ、物流体制の強化に資する改善を行うこと。また、現状として、国は医薬品の需要量の実態把握ができないため、平時からの需給状況のモニタリングを通じて、供給不安の「兆候」を早期に把握する体制の構築に向けた取組を進めること。

●AMR 対策の推進

サイレントパンデミックである薬剤耐性(AMR)対策については、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)」に基づき、抗菌薬の適正使用に関する国民・患者・医療従事者への周知を含め、AMR 対策を推進すること。特に、新規抗菌薬開発に対する市場インセンティブにより薬剤耐性菌の治療薬を確保し、

強化するとともに、抗菌薬研究開発支援に関する国際連携を図ること。

●国際保健の推進

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関して、日本に設置する世界的な拠点である UHC ナレッジハブの活動を推進すること。また、低所得国を中心にした感染症対策や保健システム強化等の国際保健課題対策に係る取組に適切かつ効果的に貢献すること。

●セルフメディケーションの推進

国民がセルフメディケーションを積極的に活用できるよう、スイッチ OTC を含め、ドラッグストアや薬局で購入が可能な医薬品・検査キット等を充実する等の環境整備を図ること。また、セルフメディケーション税制については、これまでの効果検証に係る評価も踏まえつつ、控除金額の引き上げを含む制度の恒久化、対象範囲をすべての OTC 医薬品に広げること。

●現役世代の負担軽減に向けた制度改革・財政支援

国民皆保険制度を維持していくため、全世代で支え合う医療保険制度の構築を図るとともに、高齢者医療の拠出金負担軽減への財政支援を継続すること。また、今後、医療の高度化により高額薬剤等の保険適用が進むことが見込まれるため、健保組合財政等の影響を緩和するための財政支援を継続すること。なお、令和 8 年度より子ども・子育て支援金の徴収が開始されるため、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築し、実質的な負担を生じさせないこと。また支援金を徴収する医療保険者の事務負担に配慮すること。

●睡眠障害の標榜

睡眠環境を含めた生活環境を改善しても睡眠に関連する症状が続く場合は睡眠障害が疑われる可能性があることから、睡眠障害に悩む患者の受診先を明確にするため、関係学会からの提案に基づいて、睡眠障害の診療を行う医療機関が標榜する診療科名について医道審議会における議論を加速すること。

●がん対策の推進

感染症を原因とするがんは、予防が可能であり、子宮頸がんについて導入したリスクに応じた検診を、胃がん、肝がんにも導入するとともに、集中的な普及啓発を実施すること。また、大腸がん検診については、50 歳における大腸内視鏡検査の導入を検討すること。企業等におけるがん検診受診率を向上させるとともに、女性、障がい者、非正規雇用者など誰もが検診を受けやすい環境整備を推進すること。マイクロ波マンモグラフィーの早期実用化を後押しすること。また、がん治療と仕事の両立を図るため、テレワークや短時間勤務など柔軟な勤務制度の導入などの環境整備を推進すること。さらに、「がんとの共生」をめざした自治体等における相談体制の強化や患者団体及び患者支援団体等の支援に取り組むこと。

●がん医療の提供体制の充実

がん医療の提供体制の充実と選択肢を増加し、小児がん、AYA 世代のがん及び希少がん等の対策の強化を図るための医工連携・研究技術開発を強力に推進すること。特に、重粒子線治療とホウ素中性子捕捉療法の適用拡大と、放射線治療を選択できる環境を整えること。さらに、モリブデンとアクチニウムといった医療用ラジオアイソトープの国産化に必要な体制を整えること。創薬力、ゲノム医療、リキッドバイオプシー等の開発・実用化を強化し、早期発見、早期治療を図ること。また、がん研究 10 か年戦略（第 5 次）に基づく社会実装を意識したがん研究を推進していくこと。

●予防・健康づくり

健康寿命の延伸に向けて、栄養、睡眠、運動など加入者の生活環境の改善に始まり、予防・重症化予防・健康づくりをさらに推進すること。また、企業と連携したコラボヘルスや ICT を活用した保健事業等に健保組合等の医療保険者は重要な役割を担っており、その保険者機能が十分に発揮されるよう、必要な支援を行うこと。あわせて、国や自治体等において健康日本 21(第三次)の取組を推進すること。尿漏れや頻尿など排尿障害対策の相談・予防・治療体制を整備すること。

●パーソナル・ヘルス・レコードの取り組みの推進

個人の医療介護の情報のほか、食事や運動・睡眠といったライフログデータとも連携させるパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の取組を強力に推進し、データに基づく個別化された診療や介護サービスの提供、個人の健康増進を実現すること。科学的介護で推進されてきた、個人のバイタルサインの基準域を基に、重症化の徴候を早期に探知する仕組みを医療にこそ当てはめること。

●適切な予防接種施策の推進

RS ウイルス、新しい肺炎球菌ワクチンについては来年 4 月より定期接種化を実施すること。その際、肺炎球菌による死亡が 80 才代、90 才以上の方に集中していることをふまえ、65 才だけを定期接種の対象とするだけでなく、かつて捕られていた 5 歳刻みの方に接種を可能とした経過措置など、より高齢の方が肺炎球菌ワクチンの接種にアクセスしやすい財政支援を含む対応を追加すること。また、コロナウイルス感染症による死亡も 80 才代、90 才以上の方に集中していることをふまえ、65 才以上の方に対して一律の対応ではなく、さらにアクセスしやすい対応として財政支援を行うこと。男性へのＨＰＶワクチン接種についても定期接種化に向けた検討を進めるとともに、帯状疱疹ワクチン等の接種率向上を図ること。なお、積極的勧奨が再開された HPV ワクチンについては、被接種者やその保護者への普及啓発の強化を図るとともに、重篤な副反応があった方々への健康被害の救済、寄り添った支援を進め、接種後に症状を呈する方への適切な診療のあり方についての研究を進めていくこと。母子免疫から成人･高齢者まで含めたライフコース全般にわたる予防接種の実施を検討していくこと。

●女性の生涯にわたる健康に関する研究･治療の推進および情報発信の強化

女性が生涯にわたって健康で活躍できるよう、女性の人生の各段階で異なる健康課題について研究・治療・情報発信する「女性の健康総合センター」の機能を充実させること。あわせて厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で推奨されている HPV 検査単独法の実施や「生理の公平」対策に取り組む地方公共団体を支援すること。

●献血の推進および血液製剤の安定供給体制の構築

小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の国内自給と安定供給および適正使用の推進に引き続き取り組むこと。

●子ども医療電話相談事業(＃8000)の応答率引き上げ

＃８０００の応答率を引き上げるため、情報収集分析事業を拡充するとともに、AI の活用を含めた環境整備を進めること。

＜介護＞

●介護人材の処遇改善、人材確保、負担軽減

訪問介護をはじめとした介護職員の賃金を全産業平均まで引き上げることをめざし段階的な取り組みを進めるとともに、離職防止や生産性の向上、介護未経験者等の参入を促進することにより人材のすそ野を広げる取り組み、外国人材が働きやすい環境整備、介護職の魅力向上など、あらゆる施策を総動員して介護人材の確保に取り組むこと。また、介護福祉士養成施設卒業生の国家試験義務付けの経過措置について、人材養成の観点からその取扱いについて、十分な検討を行うこと。

●人口構造の変化に対応した介護サービス提供体制の確保

人口構造の変化に対応し、地域軸・時間軸も踏まえつつ、地域包括ケアシステムを深化し、全ての地域において、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、医療介護連携を含め、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を確保すること。

●ケアマネの処遇改善、負担軽減

「地域包括ケアシステム」の要であるケアマネジャーについて、他職種と遜色ない処遇改善の実現に取り組むとともに、シャドーワークや法定研修の見直しを含めた負担軽減を図ること。

●介護離職の防止

介護離職を防止するため、介護休業などの取得や柔軟な働き方を促進するとと

もに、休業取得者等をサポートする社員の支援を充実させるなど、ワーキングケアラーへの支援を継続すること。また、フリーランスや自営業等における介護の実態を把握し、必要な支援を検討すること。

●介護分野における ICT・ロボット等の活用促進

介護分野における ICT・ロボット等の活用を促進し、現場で働く人たちの負担軽減やサービスの質の向上を図るとともに、各種基準の緩和等を検討すること。

●認知症施策の推進

認知症の人が尊厳と希望を持って暮らすことができる共生社会を実現するため、認知症の人の社会参加の場づくり、官民一体となった認知症バリアフリー化の推進、地方自治体の相談体制整備、医療・介護提供体制の確保、認知症サポーターが地域で活躍できる場づくり、家族等への支援、若年性認知症への支援、初期集中支援チームの体制整備、認知症本人のピア活動（当事者同士の支え合い）、ユマニチュード等の研修の取り組みを進めること。フレイル基本チェックリストに「聴覚機能」の状態をチェックする項目を追加すること。

●訪問介護における労働環境改善等

訪問介護事業において、移動支援やハラスメント対策、メンタルヘルス対策を重視し、一人でサービス提供を行う特性も踏まえつつ、安全に配慮した健全な労働環境の整備に努めること。また、介護職員の研修体制を強化するなど、質の高いサービス提供を支援するとともに、利用者が適切にサービスを利用できるよう啓発活動を推進すること。

＜年金制度改革＞

●基礎年金の底上げに向けた検討

持続可能で安心できる年金制度の確立に向けて、今後の社会経済情勢を見極めながら、基礎年金の底上げについて引き続き検討を進めること。

●被用者保険の更なる適用拡大

労働者が働き方にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できる環境を整えるため、令和 7 年年金制度改正を踏まえ、被用者保険の更なる適用拡大を実現する

こと。その際には、事業所における事務負担や経営への影響、保険者の財政や運営への影響等に留意し、必要な配慮措置や支援策を実施すること。また、一定の年収を超えると社会保険料の負担が生じる「年収の壁」については、労働者が壁を意識した就業調整をすることなく、働いた分だけ給料が増えるよう支援すること。

●障害年金の改善

令和６年度の障害年金の認定状況についての調査報告書を踏まえた取組を進め、適切な認定体制を整備するとともに、障害年金の相談体制も拡充すること。障害年金の在り方については、医療モデルから社会モデルに転換するなど更なる改善に向けた検討を行うこと。

＜生活保護＞

●生活扶助基準の見直し等

生活保護の生活扶助基準については、社会経済情勢等の動向を踏まえ、必要な対応を検討すること。また、平成 25 年から 3 年間かけて実施した生活扶助基準の改定に関する訴訟について、最高裁判所の判決の趣旨及び内容を十分精査のうえ、適切な対応を行うこと。

＜住まいの保障＞

●住まい支援の強化

住まいは生活の重要な基盤であり、地域共生社会にとって住まいは欠かすことのできない重要な要素である。だからこそ、住まいに課題を抱える方が、ただ単に住宅を確保するだけではなく、個々の状況に応じて必要な見守りなど地域との関わりを持ちながら、地域の中で安心して暮らしていけるよう、「住まい支援システム」の構築を加速化すること。そのためにも、生活困窮者自立支援制度における居住支援のより一層の強化、改正住宅セーフティネット法に基づく「居住サポート住宅」の円滑な実施、住居確保給付金の対象拡大に加え、公営住宅を用いた、自治体による MIXED COMMUNITY の推進を支援すること。また、「住宅手

当」の創設に向け、費用対効果や導入にあたっての課題等を整理し、低廉かつ安心できる住まいの確保・提供に向けた様々な取組を推進すること。

３、一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

●誰も置き去りにされない地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備

全ての人が地域で自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、全ての市町村において、それぞれの実情に応じ、生活困窮者自立支援制度を中心に誰も取り残されない包括的な支援体制の整備を推進すること。障がい者の増加や高齢化に適切に対応するとともに、障がい福祉サービスの地域差の是正や、過疎地など条件不利地域における対応など、どの地域に住んでいても安心して適切な支援を受けることができる環境を整備すること。

●身寄りのない単身者等への支援

高齢化の進展や核家族化等に伴い、家族がいない又頼れない単身者が増えている中、「地域共生社会の在り方検討会議」の議論を踏まえ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を促進するため、高齢者等終身サポート事業等を提供する事業者の適正な事業運営を担保する仕組みを整備するとともに、支援機関や当事者団体等からヒアリングを行い、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな事業の創設、成年後見制度の見直しなどを進めること。

●孤独･孤立対策

孤独・孤立問題は個人の問題ではなく、社会の問題との認識に立って、令和７年５月に改定された「孤独・孤立対策重点計画」に基づき、取り組みを進めること。孤独・孤立対策の安定的な推進・就職氷河期世代支援の強化に向けて、官・民・NPO 等が連携した地域の取り組みや就職氷河期世代の社会参加や就労支援等を後押しする「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」を継続的に確保しながら、地域における官民連携プラットフォームづくりを推進するとともに、交付金の対象に市町村を追加すること。孤独・孤立対策に取り組む NPO 等民間団体の活動を支援するための助成事業を継続して実施するとともに、休眠預金等活用制度の活用により NPO 等民間団体の育成並びに支援に積極的に取り組むこと。

また、地域若者サポートステーションの就労支援体制を適切に確保するとともに、ひきこもり支援について、共同生活による支援を含む自立支援の実態や有効性の検証を踏まえ、取組を推進すること。

●災害時における福祉支援活動の強化

平時から災害発生後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を法定化するとともに、災害時どのような福祉的支援をどういった体制で実施するのか、また福祉従事者をどう確保・組織化するのか等速やかに検討し、フェーズフリーの考え方に基づく体制強化を図ること。災害派遣福祉チーム（DWAT）の平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携・個人情報の共有を図るため、法整備を含む必要な措置を講ずること。

●就職氷河期世代のための総合的な支援

就職氷河期世代の経済的安定と将来不安解消に向け、関係省庁連携による新たな政府の推進体制を構築するとともに、将来の基礎年金の底上げ、所得向上に向けたリ・スキリングや待遇改善の促進等支援策の強化、社会参加に向けた段階的支援など総合的な支援の方向性を取りまとめること。

●自殺総合対策大綱等に基づく取組の推進

改正自殺対策基本法、第４次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づき、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策の更なる推進・強化等を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。また、こども・若者の自殺危機対応チームの全国展開に向けて、地方公共団体の設置拡大の取組を支援すること。

●心のケアの充実

心のケアの充実を強力に推進すること。また、メンタルヘルスの相談体制の強化・メンタルヘルスファーストエイド（MHFA）の考え方に基づく心のサポーター養成の加速、さらにメンタルヘルスの定量的評価に関する研究やオンライン診療体制整備等、予算の充実とメンタルヘルスケアの総合的対策により、不安や心

理的ストレスへの初期段階での対応の充実対応を図ること。

●障がい者や難病等の方々の雇用・就労支援の充実

障がいのある方や難病等の方々が能力を発揮し、適性に応じて働くことができるよう、障害者総合支援法に基づく就労選択支援を適切に利用できるようにするとともに、難病患者も含め、雇入れやその定着に向けた支援体制の確保を図ること。また、ICT 等の活用による柔軟な働き方を推進すること。

●障がい者情報アクセシビリティの推進

障がい者等の自立と社会参加の促進のため、全国（都道府県・指定都市及び中核市）に ICT サポートセンターを設置し、障がい者の情報通信技術（ICT）の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、機器開発を推進し情報へのアクセスを円滑に行えるようにすること。

●障がい者の芸術文化活動への支援

地域における障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に設置されている障がい者の芸術文化活動の関わる支援センター等の機能強化を図ることにより、障がい者の芸術文化活動を推進すること。

●医療的ケア児・者の支援強化

医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して生活を送れるよう通園・通学支援や、短期入所サービス等の支援策の充実を図ること。また、高校を卒業して「児」から「者」になっても、切れ目なく適切な医療、福祉サービスが受けられるよう連携の推進を図ること。短期入所が不足している実態を踏まえた対策を速やかに講ずること。

●発達障がい児・者支援の強化

家庭と福祉、教育の連携（トライアングル・プロジェクト）により、切れ目のない支援を推進すること。

●高次脳機能障害支援の充実

高次脳機能障害の実態調査とともに当事者や家族等の支援を進める関係機関の

確保と生活・就労など地域で支える支援体制の充実を図ること。

●強度行動障がい者（児）支援

強度行動障がい者（児）が暮らす場所と必要な医療を受ける連携体制を十分に確保するとともに、支援にあたる人材の養成を推進すること。地域移行が困難な場合があることもふまえ、質の高いグループホームの在り方について検討すること。

●難聴に悩む高齢者の補聴器に関する支援等

より質が高く経済的負担も少ない補聴器や軟骨伝導などの新しい技術を用いたイヤホン・集音器を普及させるなど、加齢性難聴（主に感音性難聴）への対応を進めること。難聴に悩む高齢者が、相談医や言語聴覚士などの専門家による助言のもとで自分に合った聴覚補助機器等を使用する体制を整備すること。また、高齢者が難聴に早期に気づき、適切な支援につながる仕組みを制度化するとともに、高齢者の聴覚検査の在り方について、必要な調査研究等を行うこと。高齢者のみならず若年層も含めて聞こえに関する正しい知識の普及啓発が図られるよう、周知広報の強化を行うこと。

●片目失明者等への支援

片目が見えないことにより日常生活において様々なハンディキャップのある片目失明者等への支援について、小眼球症を含めた片目義眼への保険適用も含めて、令和４年度から行われている調査研究の結果を踏まえつつ、当事者の意見を聞きながら、対応を検討すること。

以上